

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成29年7月21日 17時00分ごろ
発生場所	沖縄県西原町西原きらきらビーチ南東方沖 当添港北防波堤灯台から真方位351° 1.1海里付近 (概位 北緯26° 12.6′ 東経127° 46.4′)
事故の概要	水上オートバイキャプテンⅦは、浮体をえい航して遊走中、浮体の搭乗者1人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年7月28日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ キャプテンⅦ、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	240-60319 沖縄、有限会社キャプテンリゾート（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2.8m/s、視界 良好 海象：波高 約0.2m、潮汐 上げ潮の末期、水温 約30℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者12人が乗った‘バナナボートと称する浮体’（長さ約5.0m、幅約2.3m、定員12人、以下「本件浮体」という。）を長さ約22mのロープでえい航し、西原きらきらビーチ（以下「本件ビーチ」という。）を出発し、約10km/hの対地速力で本件ビーチの南東方沖に向かった。</p> <p>本件浮体は、右側に6人、左側に6人がそれぞれ座り、本件ビーチの前面の干出浜を通過し、右方に振られたところ、約8～9人の搭乗者が落水した。</p> <p>本件浮体の右舷側前方から2番目に座っていた搭乗者の1人（以下「搭乗者A」という。）は、体が右方に飛ばされた際、他の搭乗者に顔面が当たった。</p> <p>船長は、振り向いて船尾方を見たところ、本件浮体の右方に落水した搭乗者Aを認めた。</p> <p>本船は、船長が、搭乗者Aが鼻血を出しているのを見て本船に乗せて応急手当を行い、搭乗者Aから大丈夫である旨を聞いたので、搭乗者Aを本件浮体に乗せ、本件浮体をえい航して遊走を行った。</p> <p>搭乗者Aは、本件ビーチに戻っても顔に痛みが残っており、本件ビーチの管理事務所に負傷したことを伝えた後、車で病院に移動し、鼻骨骨折等と診断された。</p> <p>船長及び搭乗者12人は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>

	<p>船長は、搭乗者が本件浮体に乗る際、本件浮体の前部に座れば波しぶきが掛かること、本件浮体の後部に座れば落水しやすいことを説明した。</p> <p>搭乗者Aは、本件浮体に乗る前に、救命胴衣を着用すること及び身に付けている物を外すことを船長から指示された。</p> <p>搭乗者Aは、本事故時、両手で取っ手をつかんでいたが、左方に移動した本船が見えた後、本件浮体が右方に振られて落水した。</p> <p>A社は、毎年4～9月の間、終日、本件浮体等を1回当たり約7分間水上オートバイでえい航する業務を行っていた。</p> <p>船長は、平成28年ごろA社に採用され、本船に乗船して本件浮体等をえい航する回数が1日に数十回程度あった。</p>
分析	<p>本船は、本件浮体をえい航して遊走中、左転した際、本件浮体が右方に振られたことから、搭乗者Aと他の搭乗者とが落水時に接触し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本件浮体をえい航して遊走中、左転した際、本件浮体が右方に振られたため、搭乗者Aと他の搭乗者とが落水時に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浮体をえい航して針路を変える際、浮体の動きに注意を払うこと。